

個人課税課情報 管理運営課情報	第5号 第1号	平成23年6月30日	国税庁個人課税課 国税庁管理運営課
--------------------	------------	------------	----------------------

特別還付金の支給制度等について(情報)

平成23年度税制改正(平成23年法律第82号「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」)において創設された、租税特別措置法第97条の2((特別還付金の支給))等について、その概要等を別添のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。

別添

特別還付金の支給制度等について（情報）

目 次

I 制度の概要

第 1 特別還付金の支給制度の創設	1
第 2 保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例の創設	2

II 制度の詳細

第 1 特別還付金の支給制度の創設	
1 特別還付金の支給要件及び手続	3
(1) 対象年金受給者等に対する特別還付金の支給	
(2) 特別還付金の請求手続	
(3) 対象年金受給者等が特別還付金の請求をする前に死亡した場合における特別還付金の請求手続	
2 特別還付金の額の計算	8
(1) 平成 15 年分以後の各年分の特別還付金の額	
(2) 平成 12 年分から平成 14 年分までの各年分の特別還付金の額	
3 特別還付金の支給の決定	14
(1) 特別還付金の支給又は不支給の決定	
(2) 特別還付金の支給決定の場合の通知及び特別還付金の支払	
(3) 特別還付金の不支給決定の場合の通知	
(4) 特別還付金の支給決定を受けた者の特別還付金の支給を受ける権利の取得時期	
4 特別還付金に係る加算金	16
(1) 平成 15 年分以後の各年分の特別還付金に付する加算金	
(2) 平成 12 年分から平成 14 年分までの各年分の特別還付金に付する加算金	
5 受取人等による特別還付金額の変更決定の請求	19
(1) 特別還付金額の増額の変更決定の請求	
(2) 特別還付金額の変更決定の請求の手続	
(3) 特別還付金額の減額の変更決定の請求	
(4) 特別還付金額の変更決定の請求に対する通知	
6 特別還付金額の変更決定	21
(1) 税務署長による特別還付金額の増額又は減額の変更決定	
(2) 特別還付金額の増額又は減額の変更決定の通知及び増額分の支払	
(3) 特別還付金の決定等の期間制限	
(4) 特別還付金の増額分の支給を受ける権利の取得時期	
7 特別還付金の非課税	22
8 減額の変更決定された特別還付金額の納付	23
9 納付特別還付金に係る延滞金	24
(1) 延滞金の納付義務	
(2) 延滞金の額の計算	
10 特別還付金の支給を受ける権利及び徴収権の消滅時効	25

11	国税通則法及び国税徴収法等の準用	26
12	一の特定被相続人に係る特定相続人が二人以上ある場合等の特別還付金の請求	27
	(1) 一の特定被相続人に係る特定相続人が二人以上ある場合の特別還付金請求書等の提出に関する特例	
	(2) 権利承継者が二人以上ある場合の特別還付金請求書等の提出に関する特例	
	(3) 特定相続人に対する書類の送達の特例	
13	質問検査権、罰則	28
	(1) 国税職員の質問検査権	
	(2) 罰則	
第2	保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例の創設	29
Ⅲ 特別還付金請求書等各種様式		
1	平成 年分の特別還付金請求書・書き方	30
2	平成 年分の特別還付金の変更決定請求書	32
3	平成 年分の特定相続人の特別還付金請求書付表・書き方	33
4	平成 年分の特別還付金請求書付表・書き方	35
5	平成 年分の特別還付金の額の計算明細書	37
6	平成 年分の特別還付金の支給決定等通知書	39
7	平成 年分の特別還付金の変更決定等通知書	40
8	平成 年分の特別還付金の変更決定通知書・職権変更決定用	41

※ この情報は、平成 23 年 6 月 30 日現在において、施行されている法令等に基づいて作成しています。

I 制度の概要

第1 特別還付金の支給制度の創設(措法97の2)

平成23年度税制改正において、次の特別還付金の支給制度が創設されました。

- 1 税務署長は、相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金(以下このIにおいて「保険年金」といいます。)の保険年金受取人である方又はその相続人の方に対し、平成12年分以後の各年分の保険年金に係る所得(以下このIにおいて「保険年金所得」といいます。)のうち所得税が課されない部分の金額に対応する所得税に相当する給付金(「特別還付金」)を支給します。

ただし、その年分の所得税について、国税通則法の規定による更正を行うことができる場合又は期限後申告書を提出することができる場合は、特別還付金の支給の対象となりません。

- 2 特別還付金の支給を受けようとする方は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第82号)の施行日(以下「改正法施行日」といいます。)から起算して1年を経過する日までの間(平成23年6月30日から平成24年6月29日までの間)に、特別還付金の額等を記載した「特別還付金請求書」に「特別還付金の額の計算明細書」など必要な書類を添付して所轄税務署長に提出します。

- 3 2の請求書の提出を受けた税務署長は、必要な事項を調査し、支給額を決定し、その請求書を提出した方に対し通知するとともに、その特別還付金を支払います。

- 4 特別還付金の額は、平成12年から平成14年までの各年分と平成15年分以後の各年分とに区分したうえで、その年分の保険年金所得の金額のほか、保険年金所得以外の所得の金額、所得控除の額等に基づいて計算します。

なお、特別還付金の額には、一定の加算金を加算します。

(1) 平成15年以後の各年分の特別還付金

- ① 特別還付金の請求をしようとする年分(以下このIにおいて「請求年分」といいます。)の所得税につき申告書を提出している場合

その申告書に係る所得税額から保険年金所得に対する取扱い変更(※)後の所得税額を控除した金額

※ 「取扱い変更」とは、最高裁判所の判決(平成22年7月6日)を受けて、現行税法に基づき納めすぎとなっている所得税を還付するために、平成22年10月に行われた保険年金所得を所得税の課税部分と非課税部分に振り分けるための所得計算の見直し(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第214号))による課税の取扱いの変更をいいます。

(参考 平成22年10月29日付個人課税課情報第3号「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の計算について(情報)」)

- ② 請求年分の所得税につき申告書を提出していない場合

次に掲げる金額のうちいずれか多い金額(取扱い変更後において還付すべき税額があるときに限ります。)

- i 保険年金所得に対する取扱い変更前の所得税額から変更後の所得税額を控除した金額
- ii 保険年金所得の所得減少額(※)の10%相当額

※ 「所得減少額」とは、請求年分の保険年金所得に対する取扱い変更前の所得金額から変更後の所得金額を控除した金額をいいます。

(2) 平成12年分から平成14年分の各年分の特別還付金

① 保険年金の最終支払年が平成 15 年以後の場合

請求年分の保険年金所得の所得減少額に平成 15 年分のみなし特別還付金割合(※)を乗じて計算した金額

※ 「みなし特別還付金割合」とは、請求年分の保険年金の所得減少額のうちみなし特別還付金基準額(その年分の保険年金に係る上記(1)② i 又は ii に掲げる金額のいずれか多い金額をいいます。)の占める割合をいいます。

② 保険年金の最終支払年が平成 12 年から平成 14 年である場合

i 請求年分が最終支払年分である場合……最終支払年分の保険年金所得を平成 15 年分の保険年金所得とみなして計算したみなし特別還付金基準額

ii 請求年分が最終支払年分前の年分である場合……請求年分の保険年金所得の所得減少額に最終支払年分の保険年金所得を平成 15 年分の保険年金所得とみなして計算したみなし特別還付金割合を乗じて計算した金額

5 特別還付金(加算金を含みます。)には、所得税及び個人住民税を課さないこととされています。

6 税務署長は、その決定した特別還付金の額が過大又は過少であることを知った場合には、改正法施行日から 2 年間を経過する日(平成 25 年 6 月 30 日)まで、特別還付金の額の変更の決定をすることができます。

特別還付金の増額の決定を行ったときは、その決定を受けた方に、その増額分の特別還付金を支払います。

また、特別還付金の減額の決定を行ったときは、その決定を受けた方は、その減額分の特別還付金(対応する加算金を含みます。)を、1 か月以内に納付しなければなりません。なお、期限までに完納しない場合には、延滞税に相当する延滞金が課されます。

7 その他

(1) 特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利は、2 年間行使しないことによつて、時効により消滅します。

(2) 特別還付金請求書の提出、税務署長の決定及び通知、特別還付金の支払又は納付その他の特別還付金に関する事項については、国税通則法の規定及び国税徴収法の規定が準用されます。

(3) 特別還付金の支給に関し、国税職員の質問検査権及び義務違反に対する罰則が整備されました。

第 2 保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例の創設(措法 41 の 20 の 2)

相続又は贈与等に係る保険年金の保険金受取人等に該当する方は、確定申告書を提出し、又は決定を受けた年分の所得のうち保険年金に係る所得が含まれていることにより、その申告書又は決定に係る課税標準等又は税額等が過大であるときは、改正法施行日から 1 年以内(平成 24 年 6 月 30 日まで)に、税務署長に対し、更正の請求を行うことができることとされました。

(注) これにより、除斥期間(更正の期間制限)を満了していない年分の所得税については、請求期限(取扱いの変更を知った日の翌日から 2 月)を徒過している場合であっても、平成 24 年 6 月 30 日までの間は、更正の請求を行うことができます。

Ⅱ 制度の詳細

第1 特別還付金の支給制度の創設(措法97の2)

1 特別還付金の支給要件及び手続

(1) 対象年金受給者等に対する特別還付金の支給(措法97の2①)

税務署長は、①の対象年金受給者等に対し、②の特別還付金を支給します。

ただし、③に該当する年分については、特別還付金の支給の対象となりません。

① 対象年金受給者等

特別還付金の支給の対象となる対象年金受給者等とは、次の対象年金受給者又は特定相続人に該当する者です。

対象年金受給者等	対象年金受給者	対象保険年金(※1)に係る保険金受取人等(※2)である者
	特定相続人	対象保険年金に係る保険金受取人等である者が改正法施行日(平成23年6月30日)(※3)前に死亡している場合におけるその対象年金受給者の相続人(包括受遺者を含みます。)である者

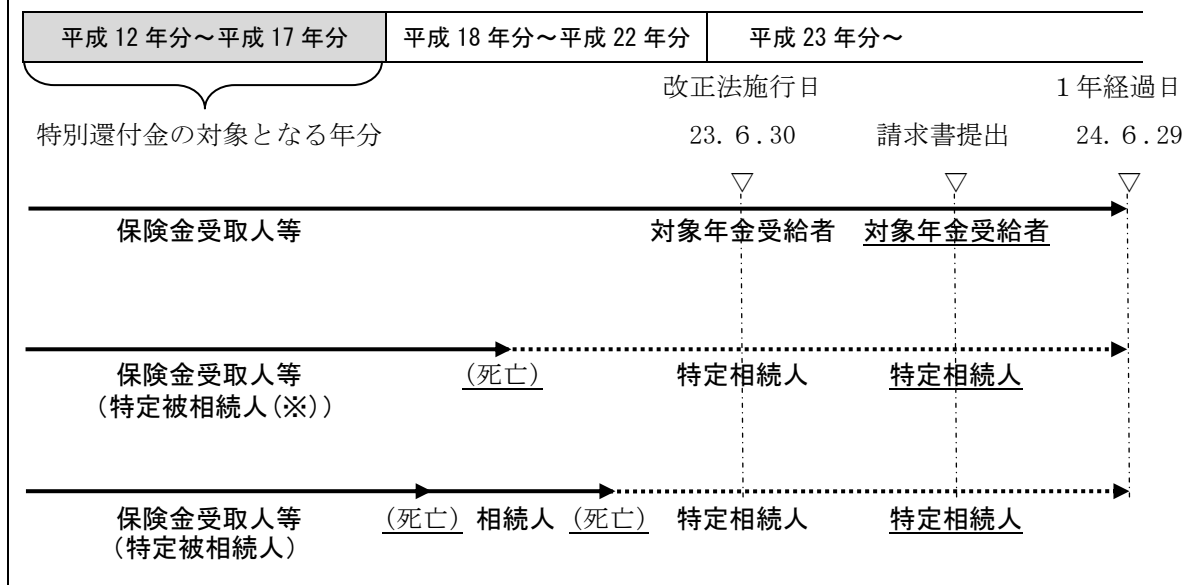
※1 「対象保険年金」とは、生命保険契約等に基づく年金(公的年金等を除きます。)又は損害保険契約等に基づく年金で、これらの年金に係る権利について所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第3条の規定による改正前の相続税法第24条の規定の適用があるものをいいます(措法41の20の2②一)。

※2 「保険金受取人等」とは、次に掲げる者をいいます(措法41の20の2②二)。

- イ 相続税法第3条第1項第1号に規定する保険金受取人
- ロ 同法第3条第1項第5号に規定する定期金受取人となった場合におけるその定期金受取人
- ハ 同法第3条第1項第6号に規定する定期金に関する権利を取得した者
- ニ 同法第5条第1項(第2項において準用する場合を含みます。)に規定する保険金受取人
- ホ 同法第6条第1項(第2項において準用する場合を含みます。)に規定する定期金受取人
- ヘ 同法第6条第3項に規定する定期金受取人
- ト 相続、遺贈又は個人からの贈与により保険金受取人又は定期金受取人となった者

※3 特別還付金の対象となる年分の所得税について、改正法施行日(平成23年6月30日)において③のイ又はロのいずれかに該当し、改正法施行日から起算して1年を経過する日(平成24年6月29日)までの間にそのいずれにも該当しないこととなる場合(原則として、平成18年分の特別還付金がこの場合に該当します。)には、その年分の特別還付金に係る特定相続人の判定は、その「いずれにも該当しないこととなる日」において行います(措法97の2②)。

特別還付金の支給の対象となる者の範囲①



※ 特定被相続人については、②参照。

(参考) 生命保険契約等・損害保険契約等

- 「生命保険契約等」とは、次に掲げるものをいいます(措法 41 の 20 の 2 ②三、措令 26 の 29 の 2 ①)。
 - イ 生命保険契約(生命保険会社又は外国生命保険会社等の締結した保険契約をいいます。)、旧簡易生命保険契約及び生命共済に係る契約
 - ロ 所得税法施行令第 73 条第 1 項第 1 号に規定する退職金共済契約
 - ハ 退職年金に関する信託契約、生命保険契約又は生命共済の契約
 - ニ 確定給付企業年金法第 3 条第 1 項に規定する確定給付企業年金に係る規約
 - ホ 所得税法第 75 条第 2 項第 1 号に規定する契約(小規模企業共済契約)
 - ヘ 確定拠出年金法第 4 条第 3 項に規定する企業型年金規約及び同法第 56 条第 3 項に規定する個人型年金規約
- 「損害保険契約等」とは、次に掲げるものをいいます(措法 41 の 20 の 2 ②四、措令 26 の 29 の 2 ②)。
 - イ 所得税法第 77 条第 2 項各号に掲げる契約
 - ロ 所得税法第 76 条第 6 項第 4 号(平成 23 年 12 月 31 日までは、第 76 条第 3 項第 4 号)に掲げる保険契約で生命保険契約以外のもの
 - ハ 所得税法施行令第 326 条第 2 項各号(第 2 号を除きます。)に掲げる契約

② 特別還付金

特別還付金とは、対象年金受給者等の区分に応じて、次に掲げる特別還付金の対象となる対象保険年金の受取人の平成 12 年分以後の各年分の保険年金所得(※)のうち所得税が課されない部分の金額について所得税を課するとしたならばその金額につき課されることとなる所得税に相当する給付金をいいます。

対象年金受給者等の区分	特別還付金の対象となる対象保険年金の受取人
対象年金受給者	対象年金受給者
特定相続人	特定相続人に係る被相続人(包括遺贈者を含みます。以下「特定被相続人」といいます。)

※ 「保険年金所得」とは、対象保険年金に係る所得をいいます。なお、所得税法第 169 条((非居住者に対する分離課税の所得税の課税標準))の適用を受けたものは対象保険年金には含まれません。

③ 特別還付金の支給の対象とならない年分

対象年金受給者等の区分に応じた②の「特別還付金の対象となる対象保険年金の受取人」の平成 12 年分以後の各年分の所得税について、次のイ又はロのいずれかに該当する場合は、その年分については特別還付金の支給の対象となりません(措法 97 の 2 ①一、二)。

イ	その年分の所得税について、確定申告書を提出し、又は所得税額の決定(※)を受けている場合において、その確定申告書又は所得税額の決定に係る課税標準等又は税額等(注 1)に関し更正をすることができるとき(注 2)
ロ	その年分の所得税について期限後申告書を提出することができる場合

(※) 「所得税額の決定」とは、国税通則法第 25 条の規定による決定をいいます。

(注 1) その年分の所得税について、修正申告書を提出し、又は更正を受けている場合においては、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等となります。

(注 2) 国税通則法第 70 条第 5 項の規定による更正をすることができる場合は含まれません。

～解説等～

・ 特別還付金は、平成 12 年分以後の各年分において納めすぎとなっている所得税に相当する給付金であることから、各年分ごとに支給します。

・ 対象年金受給者等は、改正法施行日(平成 23 年 6 月 30 日)から、特別還付金を請求することができます。

なお、対象年金受給者が改正法施行日(平成 23 年 6 月 30 日)前に死亡している場合には、特定相続人が改正法施行日(平成 23 年 6 月 30 日)から、特別還付金を請求することができます。

(注) 特別還付金の支給決定を受けた者は、その決定を受けたときに、特別還付金の支給を受ける権利を取得することになります。

・ 対象年金受給者等には、非居住者の方も含まれます。

なお、特別還付金の対象となる年分において非居住者であった期間のある場合には、居住者期間分に対応する保険年金所得に係る特別還付金の支給を受けることができます。

(2) 特別還付金の請求手続(措法 97 の 2 ③)

特別還付金の支給を受けようとする者は、改正法施行日から起算して1年を経過する日までの間(平成23年6月30日から平成24年6月29日までの間。以下「請求期間」といいます。)に、①に掲げる事項を記載した「特別還付金請求書」(Ⅲの1-1及び1-2参照)を、②の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、対象年金受給者等が特定相続人である場合で、一の特定被相続人につき特定相続人が二人以上あるときにおける特別還付金請求書の提出については、各特定相続人が連署による一の書面で提出することとされています(措法 97 の 2 (26)、措令 54 の 2 ③)。

ただし、各別に特別還付金請求書を提出することもできます。この場合には、特別還付金請求書を提出した特定相続人は、遅滞なく、他の特定相続人に対し、特別還付金請求書に記載した事項の要領を通知しなければなりません(措法 97 の 2 ㉔、措令 54 の 2 ③④、Ⅲの3-1及び3-2参照)。

また、特別還付金請求書には、③の書類を添付しなければなりません。

① 特別還付金請求書の記載事項

特別還付金請求書の記載事項は、次のとおりです。

- イ 特別還付金に係る対象保険年金に関する事項
- ロ 特別還付金の額
- ハ 特別還付金の額の計算の基礎となる金額

② 特別還付金請求書の提出先税務署長(所轄税務署長)

特別還付金の支給を受けようとする対象年金受給者等の区分に応じて、次のとおりです。

対象年金受給者等の区分	提出先となる税務署長
対象年金受給者	対象年金受給者の請求書提出日における所得税の納税地を所轄する税務署長
特定相続人	特定被相続人の死亡の日の属する年分の所得税の納税地を所轄する税務署長

③ 特別還付金請求書の添付書類

- イ 特別還付金の額の計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類
- ロ 特別還付金の額の計算明細書(Ⅲの5-1及び5-2参照)

また、特別還付金を請求する年分の所得税について後記2(1)ロの場合に該当する場合においては、特別還付金請求書に記載した事項に関して所得税法等の規定により確定申告書に添付又は申告書の提出の際提示をすることとされている書類があるときは、その書類をイ及びロの書類と併せて特別還付金請求書に添付又は特別還付金請求書の提出の際提示しなければなりません(措令 54 の 2 ⑧)。

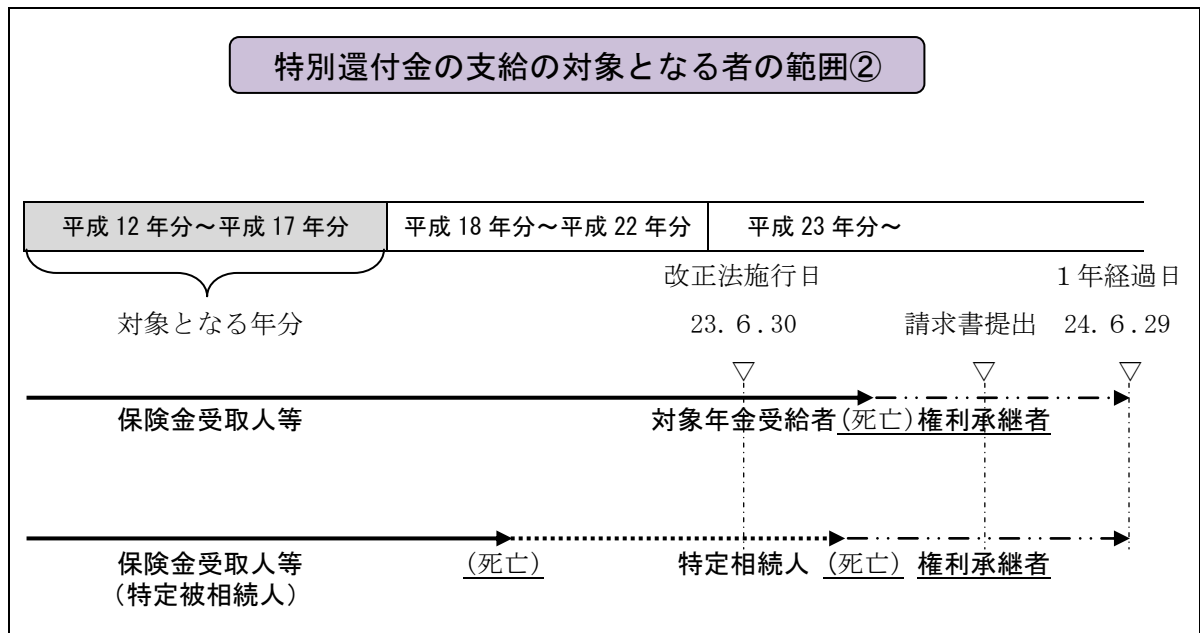
～解説等～

- ・ イの書類は、対象保険年金に関する事項である保険会社等の名称、保険年金の種類、年金受取額、年金の受給開始年等を証する書類をいいます。

(3) 対象年金受給者等が特別還付金の請求をする前に死亡した場合における特別還付金の請求手続(措法97の2④)

対象年金受給者等が改正法施行日以後特別還付金請求書を提出する前に死亡した場合には、その者の相続人(包括受遺者を含みます。以下「権利承継者」といいます。)は、対象年金受給者等に係る特別還付金請求書を提出することができます。この場合の特別還付金の請求手続は、(2)と同じです。

また、権利承継者が二人以上ある場合における特別還付金請求書の提出についても、(2)と同じです(措法97の2⑳、措令54の2⑤、Ⅲの4-1及び4-2参照)。



2 特別還付金の額の計算(措法97の2⑤)

特別還付金の額は、その支給を受けようとする年分の区分に応じ、計算します。

各年分に係る特別還付金等の額の計算方法の区分等(イメージ)

[各年分に係る特別還付金等の額の計算方法の区分]

年金最終 支払年分	平成12年分から平成14年分	平成15年分から平成17年分	平成18年分以後
平成15年分 以後の方	次の(2)イにより計算	請求年分の申告等をしている方 ⇒次の(1)イにより計算 請求年分の申告等をしていない方 ⇒次の(1)ロにより計算	申告等をしている方 ⇒更正の請求 申告等をしていない方 ⇒還付請求申告
平成14年分 以前の方	最終支払年分とき ⇒次の(2)ロ①により計算 最終支払年分以外とき ⇒次の(2)ロ②により計算	—	—

[計算方法の考え方]

平成12年分から平成14年分	平成15年分から平成17年分	平成18年分以後
平成15年分の所得税の計算における、保険年金所得に係る雑所得の減少額に対する特別還付金の割合を用いて計算	更正の請求に準じて計算 ※ 申告等していない場合も、申告等しているものとして計算	—

(注) このイメージは、改正法施行日における原則的な区分によるものです。

(1) 平成 15 年分以後の各年分の特別還付金の額

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて計算します。

～解説等～

- 平成 15 年分以後の各年分の特別還付金の額は、前記 1 (1) ②の対象年金受給者等に係る特別還付金の対象となる対象保険年金の受取人(対象年金受給者又は特定相続人に係る特定被相続人)のその年分の確定申告書の提出等の有無に応じて計算することになります。
- 「特別還付金の額の計算明細書」は、「(対象保険年金の最終支払年分が平成 15 年分以後の年分用)」を使用します(Ⅲの 5-1 参照)。

イ 対象年金受給者又は特定相続人に係る特定被相続人がその年分の所得税について確定申告書を提出し、又は所得税額の決定を受けている場合

【算式】

$$\text{特別還付金の額(注 1)} = \text{①} - \text{②}$$

	①	確定申告書又は所得税額の決定に係る所得税額等(注 2)	-	②	
--	---	-----------------------------	---	---	--

					総所得金額の計算について、保険年金所得に係る適用後雑所得金額(※1)を保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される所得税額等となるべき額(注 3)
--	--	--	--	--	--

(注 1) 特別還付金の額は、「①-②」が 0 以下である場合には、「0」となります。

(注 2) その年分の所得税について修正申告書の提出又は更正があった場合には、その申告又は更正後の所得税額等となります。

また、①の金額が還付金の額(※2)である場合には、「0-①の金額」として計算します。

(注 3) ②の金額が還付金の額(※2)である場合には、「0-②の金額」として計算します。

※1 「適用後雑所得金額」とは、保険年金所得について、所得税法施行令第 185 条第 1 項又は第 186 条第 1 項に定めるところにより計算した雑所得の金額をいいます。

※2 「還付金の額」とは、所得税額の計算において生じる還付金の額をいいます。

～解説等～

②の計算は、「総所得金額の計算について、保険年金所得に係る適用後雑所得金額を保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される所得税額等となるべき額」であることから、保険年金に係る所得以外の所得や所得控除額等については、原則として、確定申告書等に記載した金額となります。

ただし、保険年金に係る所得金額が減少したことに伴い、医療費控除等の金額について再計算を行った場合には、その再計算した金額となります。

ロ イ以外の場合(対象年金受給者又は特定相続人に係る特定被相続人がその年分の所得税について確定申告書を提出していない、及び所得税額の決定を受けていない場合)

【算式】

特別還付金の額(注) = 次の①により計算した金額と②により計算した金額のいずれか多い方の金額

(注) ① ii の金額が還付金の額以外である場合には、特別還付金の額は、「0」となります。また、① ii の金額が還付金の額である場合には、その還付金の額を限度とします。

$$\textcircled{1} = \begin{array}{|l} i \\ \hline \text{総所得金額の計算について、保険年金所得に係る適用前雑所得金額(※1)を保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される所得税額等となるべき額(注1)} \end{array} - \begin{array}{|l} ii \\ \hline \text{総所得金額の計算について、保険年金所得に係る適用後雑所得金額を保険年金所得に係る雑所得の金額とした場合において計算される所得税額等となるべき額(注2)} \end{array}$$

(注1) i の金額が還付金の額である場合には、「0 - i の金額」として計算します。

(注2) ii の金額が還付金の額である場合には、「0 - ii の金額」として計算します。

$$\textcircled{2} = \text{保険年金所得減少額(※2)} \times 10\%$$

※1 「適用前雑所得金額」とは、保険年金所得について、所得税法施行令第183条第1項又は第184条第1項に定めるところにより計算した雑所得の金額を言います。

※2 「保険年金所得減少額」とは、対象年金受給者等のその年分の保険年金所得に係る適用前雑所得金額からその保険年金所得に係る適用後雑所得金額を控除した金額をいいます。

～解説等～

・ ロの場合に該当する年分の特別還付金の額は、① ii の金額が還付金の額である場合にはその還付金の額が限度とされ、また、① ii の金額が還付金の額以外の場合には「0」となります。

これは、① ii の金額が保険年金所得のうち所得税非課税部分を考慮して計算される所得税の額であることによります。

例えば、① ii の額が還付金の額以外の場合とは、その年分の所得税が納付となる場合に該当することから、特別還付金は「0」となります。

・ ①の計算において、保険年金以外の所得や所得控除額が分からないといった事情がある場合には、保険年金に係る所得と人的控除等の額のみで計算して差し支えありません。

(2) 平成 12 年分から平成 14 年分までの各年分の特別還付金の額

～解説等～

- ・ 平成 12 年分から 14 年分までの各年分の特別還付金の額は、これらの年分の確定申告書の提出等の有無について、税務署等において確認することができないことから、みなし特別還付金基準額を基に計算することになります。
 - ・ 特別還付金の額は、対象保険年金の最終支払年分(※)に応じて異なる方法により計算することになります。
- ※ 「最終支払年分」とは、対象保険年金の最終の支払の日の属する年分をいいます（後記（参考）最終支払年分の取扱い）を参照。

次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて計算します。

イ 対象年金受給者又は特定相続人に係る特定被相続人の年金最終支払年分が平成 15 年分以後である場合

【算式】

$$\text{特別還付金の額} = \text{その年分の保険年金所得減少額} \times \text{みなし特別還付金割合(※1)}$$

$$\text{※1 みなし特別還付金割合(注)} = \frac{\text{みなし特別還付金基準額(※2)}}{\text{平成 15 年分の保険年金所得減少額}}$$

(注) 小数点以下 2 位未満の端数があるときは、切り上げます。

※2 みなし特別還付金基準額＝次の①の金額と②の金額のいずれか多い方の金額

- ① 平成 15 年分の保険年金所得に係る前記(1)ロ①により計算した金額
- ② 平成 15 年分の保険年金所得に係る前記(1)ロ②により計算した金額

～解説等～

- ・ 「特別還付金の額の計算明細書」は、「(対象保険年金の最終支払年分が平成 15 年分以後の年分用)」を使用します(Ⅲの 5-1 参照)。
 - ・ イの場合の特別還付金の計算の基礎となる「みなし特別還付金基準額」は、対象年金受給者等の平成 15 年分の保険年金所得について前記(1)ロと同様の方法により計算した金額になります。
- ただし、この場合の「みなし特別還付金基準額」の計算においては、前記(1)ロ注書き(前記(1)ロ① ii の金額による「みなし特別還付金基準額」の制限)の適用はありません。

ロ 対象年金受給者又は特定相続人に係る特定被相続人の年金最終支払年分が平成 12 年分から平成 14 年分までである場合

次の①又は②に掲げる年分の区分に応じて計算します。

① その年分が対象保険年金の最終支払年分である場合

【算式】

$$\text{特別還付金の額} = \text{最終支払年分の保険年金所得を平成 15 年分の保険年金所得とみなして計算した場合におけるみなし特別還付金基準額}$$

～解説等～

- ・ 「特別還付金の額の計算明細書」は、「(対象保険年金の最終支払年分が平成 14 年分以前の年分用)」を使用します(Ⅲの 5-2 参照)。
- ・ 最終支払年分の特別還付金の額は、最終支払年分の保険年金所得と平成 15 年分の保険年金所得以外の各種所得の金額及び各種所得控除の額等を用いて計算する前記イ(※2)のみなし特別還付金基準額となります。

② その年分が対象保険年金の最終支払年分前の年分である場合

【算式】

$$\text{特別還付金の額} = \text{その年分の保険年金所得減少額} \times \text{最終支払年分の特別還付金(みなし特別還付金基準額)に基づき計算されるみなし特別還付金割合(※)}$$

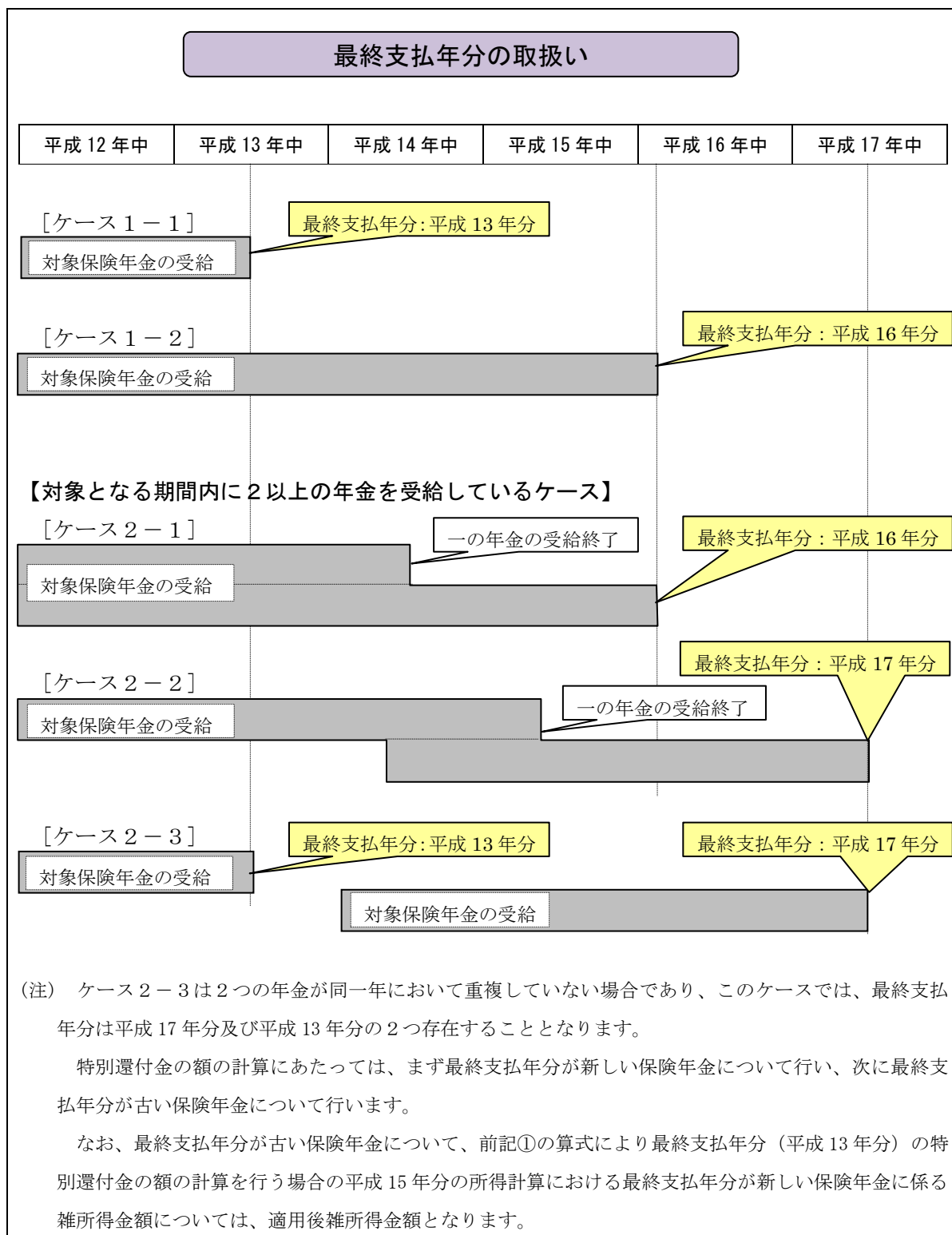
$$\text{※ みなし特別還付金割合(注)} = \frac{\text{最終支払年分の特別還付金(みなし特別還付金基準額)}}{\text{最終支払年分の保険年金所得減少額}}$$

(注) 小数点以下 2 位未満の端数があるときは、切り上げます。

～解説等～

- ・ 「特別還付金の額の計算明細書」は、「(対象保険年金の最終支払年分が平成 14 年分以前の年分用)」を使用します(Ⅲの 5-2 参照)。
- ・ 最終支払年分以外の年分の特別還付金の計算の基礎となる「みなし特別還付金割合」は、前記①の最終支払年分の特別還付金(みなし特別還付金基準額)及び最終支払年分の保険年金所得減少額を用いて計算します。

(参考) 最終支払年分の取扱い



3 特別還付金の支給の決定

(1) 特別還付金の支給又は不支給の決定(措法 97 の 2 ⑥)

所轄税務署長は、特別還付金請求書の提出があった場合には、その特別還付金請求書に記載された特別還付金の額、その計算の基礎となる金額その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、特別還付金を支給する旨の決定又は支給しない旨の決定を行わなければなりません。

また、特別還付金を支給する旨の決定を行う場合には、特別還付金の額の決定も行わなければなりません。なお、この特別還付金の額については、特別還付金請求書に記載された額が限度となります。

決定の種類	支給する旨の決定	請求額の <u>全部</u> について支給する旨の決定
		請求額の <u>一部</u> について支給する旨の決定
	支給しない旨の決定	

～解説等～

- ・ 特別還付金の支給する旨の決定を受けた者は、その決定を受けたときに、特別還付金の支給を受ける権利を取得することになります(後記(4)参照)。
- ・ 決定及び変更決定を行う所轄税務署長は、その決定又は変更決定の処分をする際における納税地を所轄する税務署長です。
なお、特別還付金の請求をした者が対象年金受給者である場合において、その提出の後に納税地の異動があったときは、異動後の納税地を所轄する税務署長が決定等を行います。
- ・ 税務署長の決定について、請求者において不服がある場合には、国税通則法第 8 章(第 75 条から第 116 条)の適用があります。

(2) 特別還付金の支給決定の場合の通知及び特別還付金の支払(措法 97 の 2 ⑦)

所轄税務署長は、特別還付金を支給する旨の決定を行った場合には、その決定に係る特別還付金請求書を提出した者に対し、理由を付して、特別還付金を支給する旨及びその支給する特別還付金の額を書面(Ⅲの 6 参照)により通知するとともに、その特別還付金を支払います。

～解説等～

特別還付金の支給決定に係る通知は、その決定が、請求額の全部について支給する旨の決定である場合も、又は請求額の一部について支給する旨の決定である場合も特別還付金請求書に基づき税務署長の調査したところにより決定した「特別還付金の計算明細書」をあわせて通知することになります。

この計算明細書は、その決定の理由に該当します。

(3) 特別還付金の不支給決定の場合の通知(措法 97 の 2 ⑧)

所轄税務署長は、特別還付金を支給しない旨の決定を行った場合には、その決定に係る特別還付金請求書を提出した者に対し、理由を付して、特別還付金を支給しない旨を書面(Ⅲの 6 参照)

により通知します。

(4) 特別還付金の支給決定を受けた者の特別還付金の支給を受ける権利の取得時期(措法 97 の2
⑨)

特別還付金を支給する旨の決定を受けた者は、その決定を受けたときにおいて、その決定に係る額の特別還付金の支給を受ける権利を取得します。

～解説等～

特別還付金の支給を受ける権利は、その支給をする旨の決定を受けた者がその決定を受けたときに取得するものであり、その支給を受ける権利の時効は2年間です(後記10参照)。

4 特別還付金に係る加算金(措法 97 の 2 ⑩)

所轄税務署長は、特別還付金の支払いをする場合、又は特別還付金を未納の国税等に充当する場合には、その支払又は充当すべき金額に、次の(1)又は(2)の区分に従いそれぞれに掲げる日数に応じ、特別還付金の金額に一定の割合(注)を乗じて計算した金額(加算金)を加算して支払います。

(注) 加算金を計算する場合の割合は、計算の対象となる日の属する年ごとに年「7.3%」と「特例基準割合(前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%)」のいずれか低い割合が適用されます。

～解説等～

特別還付金には、所得税の還付金に付する還付加算金と同様に、加算金が付されます。

(1) 平成 15 年分以後の各年分の特別還付金に付する加算金

次のイ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる日数となります。

イ 対象年金受給者又は特定相続人に係る特定被相続人がその年分の所得税について確定申告書を提出し、又は所得税額の決定を受けている場合(前記 2 (1)イの場合に計算される特別還付金の額に付する加算金)

次の①、②又は③に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる日数となります。

① 特別還付金のうち過納金とみなされる金額に付する加算金に係る計算日数

確定申告又は所得税額の決定により納付した金額に相当する還付金等(過納金)とみなされる金額に付する加算金の計算日数は、特別還付金請求書若しくは変更決定請求書の提出があった日の翌日から3月を経過する日、又は特別還付金を支給する旨の決定若しくは変更決定があった日の翌日から1月を経過する日のいずれか早い日の翌日から支払決定又は充当の日までの日数となります。

また、変更決定が請求によらない変更決定である場合で、申告により納付した金額に相当する過納金とみなされるときはその変更決定があった日の翌日から1月を経過する日の翌日から、所得税額の決定等により納付した金額に相当する過納金とみなされるときはその納付した日の翌日から、それぞれ支払決定又は充当の日までの日数となります。

～解説等～

①の加算金の計算日数は、特別還付金を国税通則法第56条の還付金等とみなすとともに、特別還付金の支給決定(前記3(1))又は変更決定請求書に基づく特別還付金の変更決定(後記6(1))を同法第58条第1項第2号に規定する更正の請求に基づく更正とみなした場合における同法第58条第1項(還付加算金)に規定する日数が適用されます。

② 特別還付金のうち源泉徴収税額の還付金とみなされる金額に付する加算金に係る計算日数

源泉所得税の還付金とみなされる金額に付する加算金の計算日数は、確定申告期限の翌日から支払決定又は充当の日までの日数となります。ただし、確定申告書が確定申告期限後に提出されている場合にはその申告書を提出した日の翌日から、所得税額の決定による場合にはその所得税額の決定の日の翌日から、それぞれ支払決定又は充当の日までの日数となります。

～解説等～

- ・ ②の加算金の計算日数は、国税通則法第 58 条第 1 項の「他の国税に関する法律に別段の定めがある場合には、その定める期間」との規定から、所得税法第 159 条(更正等による源泉徴収税額等の還付)の規定が適用されるため、原則として、確定申告期限の翌日から支払決定又は充当の日までの日数となります。
- ・ 所得税法第 159 条の規定による還付加算金の計算日数については、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第●号）第 1 条の規定により改正が行われ、改正後の規定は平成 24 年 1 月 1 日以後の支払決定又は充当について適用されることとされていますが、特別還付金に付する加算金の日数の計算に当たっては、同日以後においても改正前の所得税法 159 条の規定に基づき行われます(現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第 81 条)。

③ 特別還付金のうち予納税額の還付金とみなされる金額に付する加算金に係る計算日数

予納税額の還付金とみなされる金額に付する加算金の計算日数は、予納税額のそれぞれの納期限の翌日から支払決定又は充当の日までの日数となります。ただし、確定申告書が確定申告期限後に提出されている場合は、確定申告期限の翌日から申告書提出の日までの日数は除かれます。

～解説等～

③の加算金の計算日数は、本条第 10 項第 1 号イかっこ書きに基づき、原則として、予納税額のそれぞれの納期限の翌日から支払決定又は充当の日までの日数となります。

ロ イ以外の場合(対象年金受給者又は特定相続人に係る特定被相続人がその年分の所得税について確定申告書を提出しておらず所得税額の決定も受けていない場合)(前記 2 (1)ロの場合に計算される特別還付金に付する加算金)

① 特別還付金のうち源泉徴収税額の還付金とみなされる金額に付する加算金に係る計算日数

源泉所得税額の還付金とみなされる金額に付する加算金の計算日数は、特別還付金を支給する旨の決定があった日の翌日から支払決定又は充当の日までの日数となります。

なお、特別還付金を支給する旨の決定が行われた後に、特別還付金を増額する変更決定があった場合も、当初の支給する旨の決定があった日の翌日から当該変更決定により支給される特別還付金の支払決定又は充当の日までの日数となります。

② 特別還付金のうち予納税額の還付金とみなされる金額に付する加算金に係る計算日数

予納税額の還付金とみなされる金額に付する加算金の計算日数は、その予納税額のそれぞれの納期限の翌日から支払決定又は充当の日までの日数から、確定申告期限の翌日から支給する旨の決定があった日までの日数を除いた日数となります。なお、変更する旨の決定があった場合も、当初の支給する旨の決定があった日までの日数を除くこととなります。

～解説等～

ロの加算金の計算日数は、これらの年分の確定申告書の提出がなされていないことから、特別還付金を国税通則法第 18 条の期限後申告による所得税の還付金に付する還付加算金の日数に準じたものとなります。

(2) 平成 12 年分から平成 14 年分までの各年分の特別還付金に付する加算金(前記 2 (2) の場合に計算される特別還付金に付する加算金)

各年分の所得税の申告書に係る所得税法第 120 条第 1 項に規定する提出期限(その年分の翌年 3 月 15 日)の翌日から支払決定又は充当の日までの日数となります。

～解説等～

(2) の加算金の計算日数は、これらの年分の確定申告書の提出の有無について、税務署等において確認することができないことから、特別還付金の金額の計算についてみなし特別還付金基準額を基にすることと同様に、一律に確定申告書の提出期限の翌日から支払決定又は充当の日までの期間の日数となります。

5 受取人等による特別還付金額の変更決定の請求

(1) 特別還付金額の増額の変更決定の請求(措法97の2⑪)

特別還付金の支給の決定を受けた者は、その決定を受けた特別還付金の額(その特別還付金の額について後記6(1)の変更決定があった場合には、その変更決定後の特別還付金の額)の計算の基礎となった事実について、その内容と相違する事実が判明したことにより、その特別還付金の額が過少である場合には、請求期間内に限り、特別還付金の額について変更決定をすべき旨を請求することができます。

～解説等～

- ・ 特別還付金の額の増額の変更請求は、新たな生保年金が判明した場合など、既に決定又は特別決定を受けた特別還付金の額の計算の基礎となった事実についてその内容と相違する事実が判明したときに行うことができます。

(注) 前記2(1)ロの計算を行う場合に、請求者において保険年金以外の所得や所得控除額が分からないといった事情があり、やむを得ず、保険年金に係る所得と人的控除等の額のみで特別還付金の額を計算し特別還付金請求書を提出した場合で、その後、他の所得や他の所得控除額が判明したときは、「計算の基礎となった事実についてその内容と相違する事実が判明したとき」に当たり、この変更決定請求の対象となる事由に該当することになります。

- ・ 特別還付金の請求に対してその請求額の一部について決定が行われた場合で、その決定に不服があるときは、変更決定の請求ではなく、国税通則法第8章に基づいて手続きを行うこととなります。

(2) 特別還付金額の変更決定の請求の手續(措法97の2⑫)

変更決定の請求をしようとする者は、次の事項を記載した「特別還付金の変更決定請求書」(Ⅲの2参照)を所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、変更決定請求書には、添付書類(前記1(2)③)を添付しなければなりません。

○ 変更決定請求書の記載事項

- イ その請求に係る変更決定前の特別還付金の額
- ロ その請求に係る変更決定後の特別還付金の額
- ハ その変更決定の請求をする理由
- ニ その変更決定の請求をするに至った事情の詳細
- ホ 変更決定後の特別還付金の額の計算の基礎となる金額

～解説等～

- ・ 上記の事項を記載した特別還付金の変更決定請求書には、その特別還付金請求書と同様に、特別還付金の額の計算明細書等の添付書類を添付しなければなりません。
- ・ 変更決定請求書を提出する年分の所得税について前記2(1)ロの場合に該当する場合において、その変更のあった事実について変更決定請求書に記載する事項に関して所得税法等の規定により確定申告書に添付又は申告書の提出の際提示をすることとされている書類があるときは、当該書類を変更決定請求書に添付又は変更決定請求書の提出の際提示しなければなりません(措法54の2⑧)。

(3) 特別還付金額の減額の変更決定の請求(措法97の2⑬)

特別還付金の支給の決定を受けた者は、その決定を受けた特別還付金の額(その特別還付金の額について後記6(1)による変更決定があった場合には、その変更決定後の特別還付金の額)が過大である場合には、その特別還付金の額について変更決定をすべき旨を請求することができます。この場合の、変更決定請求の手続は前記(2)と同じです。

(4) 特別還付金額の変更決定の請求に対する通知(措法97の2⑭)

所轄税務署長は、特別還付金の額について前記(1)又は(3)の変更決定請求があった場合には、その請求に係る変更決定請求書に記載された事項について調査し、変更決定をし、又は理由を付して、変更決定をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知(Ⅲの7参照)します。

変更決定の種類	変更決定	請求の <u>全部</u> についての決定	特別還付金額の増額の変更決定
			特別還付金額の減額の変更決定
		請求の <u>一部</u> についての決定	特別還付金額の増額の変更決定
			特別還付金額の減額の変更決定
	変更決定すべき理由がない旨の決定		

6 特別還付金額の変更決定

(1) 税務署長による特別還付金額の増額又は減額の変更決定(措法97の2⑮)

所轄税務署長は、特別還付金の額の支給決定(前記3)又はこの(1)による変更決定をした後、その決定をした特別還付金の額が過大又は過少であることを知った場合には、その調査により、その決定に係る特別還付金の額を変更する旨及びその変更後の特別還付金の額を決定します。

なお、この場合において、その決定が決定前の特別還付金の額が増加する変更である旨の決定であるときは、変更後の特別還付金の額は、その特別還付金に係る特別還付金請求書に記載された特別還付金の額(変更決定請求書の提出がある場合には、変更決定請求書に記載されたその変更決定後の特別還付金の額)が限度となります。

～解説等～

所轄税務署長による特別還付金の額の変更決定は、前記5(1)又は(3)の変更決定請求が行われな
い場合にも行うことができます。

(2) 特別還付金額の増額又は減額の変更決定の通知及び増額分の支払(措法97の2⑯)

所轄税務署長は、特別還付金の額の変更決定を行った場合には、その特別還付金に係る特別還付金請求書を提出した者に対し、次に掲げる事項を、書面(Ⅲの7及びⅢの8参照)により通知するとともに、その変更決定前の特別還付金の額が増加する変更決定があった場合には、次のハ(イ)に掲げる金額を支払います。

イ その変更決定前の特別還付金の額

ロ その変更決定後の特別還付金の額

ハ その変更決定に係る次の金額

(イ) その変更決定前の特別還付金の額が増加するとき

…………… その増加する特別還付金の額

(ロ) その変更決定前の特別還付金の額が変更決定により減少するとき

…………… その減少する特別還付金の額

(ハ) 変更決定前の特別還付金の額に係る加算金があるとき

…………… その加算金のうち前記(ロ)の特別還付金の額に対応する部分の金額

ニ 特別還付金の額の計算の基礎となる金額

(3) 特別還付金の決定等の期間制限(措法97の2⑰)

特別還付金の支給若しくは不支給の決定又は特別還付金の額の変更決定は、改正法施行日から2年を経過した日(平成25年7月1日)以後においては、することができません。

(4) 特別還付金の増額分の支給を受ける権利の取得時期(措法97の2⑱)

特別還付金の額が増加する変更決定を受けた者は、その変更決定を受けたときにおいて、その変更決定により増加する特別還付金の額の特別還付金の支給を受ける権利を取得します。

7 特別還付金の非課税(措法 97 の 2 ⑱)

特別還付金及び加算金については、所得税は課されません。

～解説等～

特別還付金(加算金を含みます。)は、所得税が非課税とされているところ、住民税についても非課税となります。

8 減額の変更決定された特別還付金額の納付(措法97の2⑳)

特別還付金(加算金を含みます。)の額が減少する変更決定があった場合には、減少する特別還付金の額及び加算金のうちその減少する特別還付金の額に対応する部分の金額について、変更決定通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに国に納付しなければなりません。

9 納付特別還付金に係る延滞金

(1) 延滞金の納付義務(措法 97 の 2 ㉑)

特別還付金の額が減少する変更決定を受けた者は、前記 8 により納付すべき特別還付金及び加算金をその納付すべき期限までに完納しないときは、延滞金を納付しなければなりません。

(2) 延滞金の額の計算(措法 97 の 2 ㉒)

延滞金の額は、特別還付金の納期限の翌日からその特別還付金を完納する日までの期間の日数に応じ、その未納の特別還付金の額に年 14.6%の割合を乗じて計算した額とします。

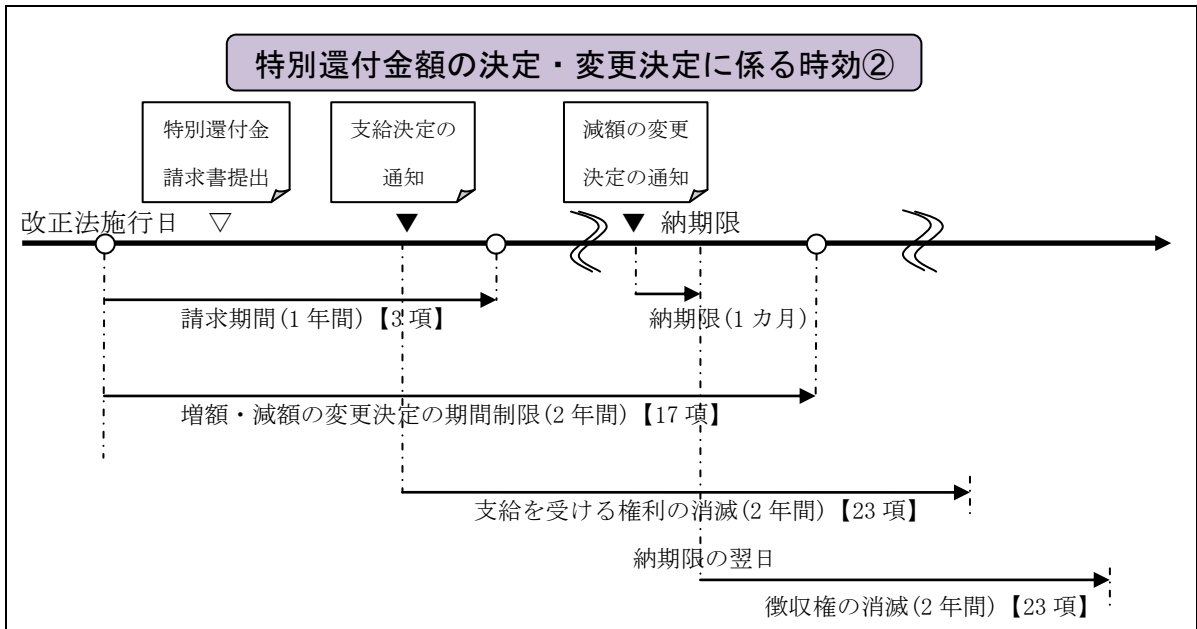
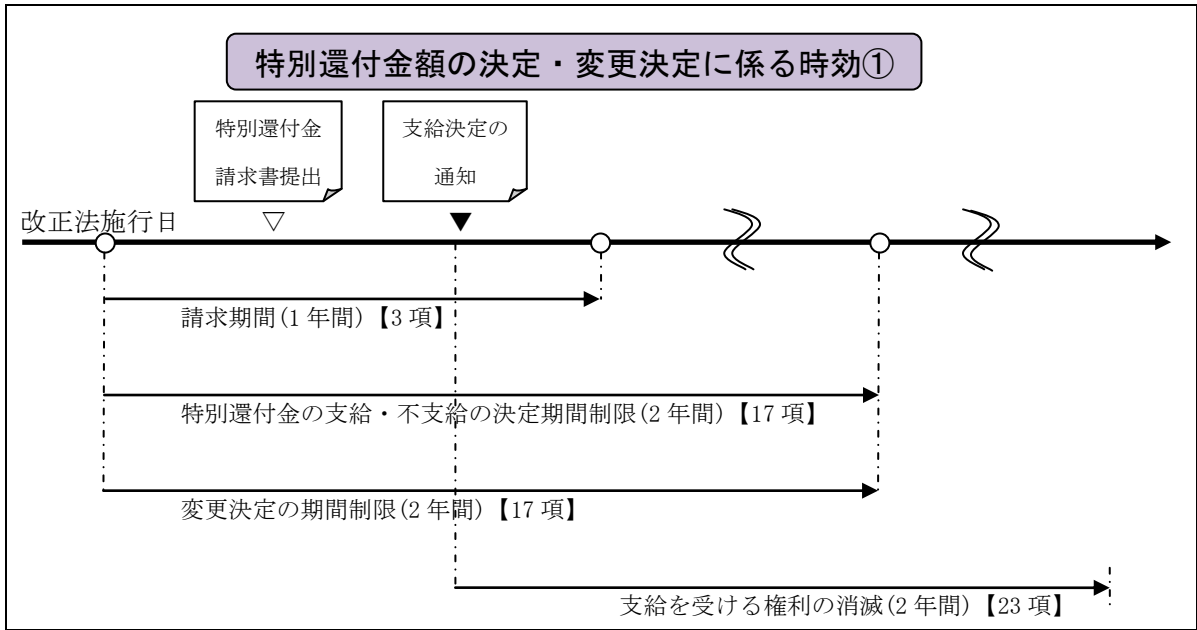
ただし、納期限の翌日から 2 月を経過する日までの期間については、その未納の特別還付金の額に一定の割合(※)を乗じて計算した額とします。

※ 延滞金を計算する場合の割合は、計算の対象となる日の属する年ごとに年「7.3%」と「特例基準割合(前年の 11 月 30 日の日本銀行が定める基準割引率+4%)」のいずれか低い割合を適用することとなります。

10 特別還付金の支給を受ける権利及び徴収権の消滅時効(措法 97 の 2 ②)

特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利は、2 年間行使しないことによって、時効により消滅します。

～解説等～
 特別還付金の支給を受ける権利及び特別還付金を徴収する権利の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができません。



11 国税通則法及び国税徴収法等の準用(措法 97 の 2 ㉔㉕、措令 54 の 2 ㉑)

特別還付金請求書の提出、特別還付金の支給する旨又は支給しない旨の決定、特別還付金の支給決定又は不支給決定に係る通知、特別還付金の支払、加算金、変更決定請求書の提出、変更決定請求に対する通知、特別還付金の額の変更決定、変更決定の通知、特別還付金の納付、延滞金の納付、延滞金の額、特別還付金の支給を受ける権利等に係る時効その他特別還付金、加算金及び延滞金の端数計算については、国税通則法、国税徴収法及び地方税法の相当する規定を準用することとされています。

～解説等～

特別還付金の支給制度において、特別還付金に関する日数や税務署長の処分は、「国税に関する法律に定める日数」や「国税に関する法律に基づく処分」に該当します。

12 一の特定被相続人に係る特定相続人が二人以上ある場合等の特別還付金の請求(措法97の22^㉔)

(1) 一の特定被相続人に係る特定相続人が二人以上ある場合の特別還付金請求書等の提出に関する特例(措令54の2^{③④})

一の特定被相続人に係る特定相続人が二人以上ある場合における、特別還付金請求書又は変更決定請求書の提出については、各特定相続人が連署による一の書面で提出することとされています(Ⅲの3-1及び3-2参照)。

ただし、各別に提出することもできます。この場合には、特別還付金請求書又は変更決定請求書を提出した特定相続人は、遅滞なく、他の特定相続人に対し、その特別還付金請求書又は変更決定請求書に記載した事項の要領を通知しなければなりません。

(2) 権利承継者が二人以上ある場合の特別還付金請求書等の提出に関する特例(措令54の2^⑤)

上記(1)の特例は、対象年金受給者等が特別還付金請求書又は変更決定請求書を提出する前に死亡したことにより、その相続人(包括受遺者を含みます。)である権利承継者が特別還付金請求書又は変更決定請求書を提出する場合(前記1(3))についても、同様とされています(Ⅲの4-1及び4-2)。

(3) 特定相続人に対する書類の送達の特例(措令54の2^{⑥⑦})

一の特定被相続人に係る特定相続人が二人以上ある場合は、これらの特定相続人は、国税に関する法律の規定に基づいて税務署長その他の行政機関の長(国税審判官を含みます。)が発する書類(特別還付金に関するものに限るものとし、滞納処分(その例による処分を含みます。)に関するものを除きます。)を受領する代表者をその特定相続人のうちから指定することができます。

なお、その指定に係る特定相続人は、その旨を税務署長その他の行政機関の長(国税審判官の発する書類については、国税不服審判署長)に届け出なければなりません(Ⅲの3-1及び3-2参照)。

(注) 相続人である権利承継者が二人以上ある場合の被相続人である対象年金受給者等の特別還付金に関する書類の送達については、国税通則法第13条((相続人に対する書類の送達の特例))の規定が適用されます。

13 質問検査権、罰則

(1) 国税職員の質問検査権(措法 97 の 2 ㉓㉔㉕)

国税庁、国税局又は税務署の職員は、特別還付金の支給に関する調査について必要があるときは、当該特別還付金に係る特別還付金請求書を提出した者に質問し、又はその者の当該特別還付金に関する書類その他の物件を検査することができます。

なお、国税庁、国税局又は税務署の職員は、質問又は検査する場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければなりません。

また、この質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではありません。

(2) 罰則(措法 97 の 2 ㉖㉗)

偽りその他不正の手段により特別還付金の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられます。ただし、刑法の正条があるときは、同法によります。

また、国税庁、国税局又は税務署の職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの職員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、若しくは検査に関し偽りの記載若しくは記録をした書類を提示した者は、30 万円以下の罰金に処せられます。

第2 保険年金の保険金受取人等に係る更正の請求の特例の創設(措法41の20の2)

確定申告書を提出し、又は決定を受けた者(対象保険年金(※1)に係る保険金受取人等(※2)に該当する者に限ります。なお、その者の相続人(包括受遺者を含みます。)を含みます。)は、その申告書又は決定に係る年分の所得のうち対象保険年金に係る所得が含まれていることにより、その申告書又は決定に係る課税標準等又は税額等(修正申告書の提出又は更正後があった場合には、その申告書又は更正後の課税標準等又は税額等)が過大であるときは、改正法施行日から1年以内(平成24年6月30日まで)に、税務署長に対し、更正の請求を行うことができることとされました。

※1「対象保険年金」については、「I 第1 特別還付金の支給制度の創設」の1(1)①※1参照。

※2「保険金受取人等」については、「I 第1 特別還付金の支給制度の創設」の1(1)①※2参照。

Ⅲ 特別還付金請求書等各種様式

1-1 特別還付金請求書

税務署受付印



通信日付印の年月日	確認印	一連番号	番 号
年 月 日			

平成_____年分の特別還付金請求書

_____ 税務署長 住 所 _____
 _____ 氏 名 _____
 _____ 年 _____ 月 _____ 日 提出 _____ 氏 名 _____ 電話番号 _____

特別還付金について、次のとおり請求します。

	請 求 額
特別還付金の額	円

・ 特別還付金の額の計算明細書により計算した金額を書いてください。

【対象保険年金の最終支払年分等】

対象保険年金の	平成 15 年分以後
最終支払年分	平成 14 年分以前

【請求年分等の申告状況】

平成 15 年分以後である場合	請求する年分の申告等	有・無
平成 14 年分以前である場合	平成 15 年分の申告等	有・無

【対象保険年金に関する事項】

保険会社等の名称			保険料又は掛金の負担者の氏名		
添付書類	特別還付金の額の計算明細書・相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書 保険証券の写し・その他()				
保険年金の種類	確定年金・終身年金・保証期間付終身年金・有期年金・保証期間付有期年金				
年金受取額	①	円	①に対応する支払保険料	②	円
源泉徴収税額	③	円	年金の受給開始年	④	平成・昭和_____年
年金の残存期間 (終身年金又は有期年金の場合には、 相続等の時の年齢を記載してください。)	⑤	_____年 (_____歳)	相続等の時の保証残存期間 (保証期間付終身年金又は保証期間付 有期年金の場合のみ記載してください。)	⑥	_____年
年金の支払総額(見込額)	⑦	円	⑦に占める保険料又は 掛金の総額の割合	⑧	%

【その他参考事項】

--

特別還付金の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____	貯金口座の 記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)

税 理 士
署名押印
電話番号 _____

1-2 特別還付金請求書の書き方

特別還付金請求書の書き方

1 「平成 年分の特別還付金請求書」欄

特別還付金の請求を行う年分を書いてください。

2 「 税務署長」欄

特別還付金の支給を受けようとする方の区分に応じ、次の税務署名を書いてください。

① 対象年金受給者の場合

対象年金受給者の現在の住所地を所轄する税務署名

② 特定相続人の場合

特定相続人に係る特定被相続人の死亡したときの住所地(以下「特定被相続人の住所地」といいます。)を所轄する税務署名

3 「住所」欄、「氏名」欄及び「電話番号」欄

特別還付金の支給を受けようとする方の区分に応じ、次により書いてください。

① 対象年金受給者の場合

対象年金受給者の住所地、氏名及び電話番号を書いてください。

(注) 特別還付金の請求を行う年分の住所(以下「旧住所」といいます。)と現在の住所が異なる方は、旧住所を「住所」欄の上段に、頭部に「(旧住所)」と付けて書いてください。

② 特定相続人の場合

特定相続人の住所地、氏名及び電話番号を書いてください。

特定相続人が2人以上いるときの「住所」欄、「氏名」欄及び「電話番号」欄の書き方については、「特定相続人の特別還付金請求書付表」の書き方をお読みください。

なお、特別還付金の支給を受けようとする方が特定相続人の場合には、この請求書を書く前に、「特定相続人の特別還付金請求書付表」を作成してください。

4 「特別還付金の額」欄

「平成 年分の特別還付金の額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)により計算した、特別還付金の額を書いてください。なお、特別還付金の支給を受けようとする方が特定相続人の場合には、「特定相続人の特別還付金請求書付表」により計算した、特別還付金の額を書いてください。

5 「対象保険年金の最終支払年分等」欄

対象保険年金の最終の支払の日の属する年分により、該当する区分を○で囲んでください。

また、請求する年分の区分に応じ、該当する年分の確定申告等の有無を○で囲んでください。

6 「対象保険年金に関する事項」の各欄

保険証券の写しや年金の支払通知、保険会社等からの証明に基づいて書いてください。

詳しくは、税務署におたずねください。

7 「特別還付金の受取場所」欄

特別還付金の受取りに当たって、①銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、②ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、該当する項目に記入してください。

なお、特別還付金の受取りには、預貯金口座(ご本人名義に限ります。)への振込みをご利用ください。

(注1) 特別還付金の支給を受けようとする方が特定相続人の場合又は対象年金受給者等の相続人や包括受遺者の場合で、この請求書と一緒に「特定相続人の特別還付金請求書付表」又は「特別還付金請求書付表」(以下「請求書付表」といいます。)の提出する場合には、この欄の記入は省略し、請求書付表の該当する欄に、記入してください。

(注2) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

8 特別還付金請求書の提出先税務署

上記2において「 税務署長」欄に書いた税務署に提出してください。

※ 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。

2 特別還付金の変更決定請求書

税務署受付印



通信日付印の年月日	確認印	一連番号	番 号
年 月 日			

平成_____年分の特別還付金の変更決定請求書

_____税務署長 住 所 _____
 _____ 刀がナ
 _____年__月__日 提出 氏 名 _____ ・ 電話番号 _____

特別還付金の額について、次のとおり変更決定を請求します。

	変更決定前の額	変更決定後の額	請求の目的となった 決定通知を受けた日
特別還付金の額	円	円	平成 年 月 日

・ 特別還付金の額の計算明細書により計算した金額を書いてください。

1 変更決定の請求をする理由

2 変更決定の請求をするに至った事情の詳細

【対象保険年金の最終支払年分等】

対象保険年金の 最終支払年分	平成 15 年分以後
	平成 14 年分以前

【請求年分等の申告状況】

平成 15 年分以後である場合	請求する年分の申告等	有・無
平成 14 年分以前である場合	平成 15 年分の申告等	有・無

【対象保険年金に関する事項】 (この請求書により新たに対象保険年金を追加するときに、書いてください。)

保険会社等の名称			保険料又は掛金の 負担者の氏名		
添付書類	特別還付金の額の計算明細書・相続等に係る生命保険契約等に基づく年金の雑所得の金額の計算書 保険証券の写し・その他 ()				
保険年金の種類	確定年金 ・ 終身年金 ・ 保証期間付終身年金 ・ 有期年金 ・ 保証期間付有期年金				
年金受取額	①	円	①に対応する支払保険料	②	円
源泉徴収税額	③	円	年金の受給開始年	④	平成・昭和__年
年金の残存期間 <small>(終身年金又は有期年金の場合には、 相続等の時の年齢を記載してください。)</small>	⑤	年 (歳)	相続等の時の保証残存期間 <small>(保証期間付終身年金又は保証期間付 有期年金の場合のみ記載してください。)</small>	⑥	年
年金の支払総額(見込額)	⑦	円	⑦に占める保険料又は 掛金の総額の割合	⑧	%

【その他参考事項】

.....

.....

特別還付金 の受取場所	(銀行等の預金口座に振込みを希望する場合)	(ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)
	銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号 _____	貯金口座の 記号番号 _____ (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)

税 理 士
署名押印 _____
電話番号 _____

3-1 特定相続人の特別還付金請求書付表(兼特定相続人の代表者指定届出書)

		一連番号

平成____年分の特定相続人の特別還付金請求書付表

(兼特定相続人の代表者指定届出書)

1 特定相続人に係る特定被相続人の住所・氏名等					
住所		フリガナ 氏名		死亡年 月 日	平成 年 月 日
2 特定相続人に係る特定被相続人の特別還付金の額(合計額)		円			
3 特定相続人の代表者の指定		代表者の氏名			
4 特定相続人に関する事項					
(1) 住 所					
(2) 氏 名	フリガナ Ⓜ	フリガナ Ⓜ	フリガナ Ⓜ	フリガナ Ⓜ	フリガナ Ⓜ
整 理 欄 (記入しないでください。)					
(3) 電話番号	- -	- -	- -	- -	- -
(4) 相 続 分	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____
5 各特定相続人の特別還付金の額	円	円	円	円	円
6 特別還付金の受取場所					
銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	銀行名等	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協	銀 行 金庫・組合 農協・漁協
	支店名等	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所
	預金の種類	預金	預金	預金	預金
	口座番号				
ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合	貯金口座の記号番号	-	-	-	-
郵便局等の窓口受取りを希望する場合	郵便局名等				

(注) 「4 特定相続人に関する事項」以下は、相続を放棄した人などで特定相続人でない人は記入の必要はありません。

3-2 特定相続人の特別還付金請求書付表(兼特定相続人の代表者指定届出書)の書き方

特定相続人の特別還付金請求書付表の書き方

- 1 「平成 年分の特定相続人の特別還付金請求書付表」欄
特別還付金請求書(以下「請求書」といいます。)の年分と同じ年分を書いてください。
- 2 「1 特定相続人に係る特定被相続人の住所・氏名等」欄
特定相続人に係る特定被相続人の死亡したときの住所地を書いてください。
- 3 「2 特定相続人に係る特定被相続人の特別還付金の額(合計額)」欄
請求書の年分に係る「特別還付金の額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)により計算した金額を書いてください。
- 4 「3 特定相続人の代表者の指定」欄
特定相続人が2人以上いる場合には、その特定相続人のうちから各特定相続人が受領すべき特別還付金に関する書類を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。
- 5 「4 特定相続人に関する事項」欄
特定相続人について書いてください。
 - (1) 「住所」欄
特定相続人がこの請求書付表を提出するときの住所地を書いてください。
 - (2) 「氏名」欄
この請求書付表で請求する特定相続人は、署名、押印してください。
なお、一緒に請求できない特定相続人についてはその人の住所の頭部に「請求せず」と表示するとともに、氏名を○で囲んでください。その人は別に請求書と請求書付表を提出することになりますから、その人に請求内容を連絡してください。
○ 「請求書」の「住所」欄、「氏名」欄及び「電話番号」欄の書き方
一の請求書により請求する特定相続人のうちからいずれか一の特定相続人の住所地、氏名及び電話番号を書いてください。なお、上記4で代表者を指定したときは、代表者の住所地、氏名及び電話番号を書いてください。
 - (3) 「相続分」欄
法定相続分(民法第900条、第901条)により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分(民法第902条)により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を書いてください。
なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほかに包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を書いてください。
- 6 「5 各特定相続人の特別還付金の額」欄
特定被相続人に係る特別還付金の額が特定相続人の協議により分割されているときはその分割により請求できる特別還付金の額を書き、そうでないときはそれぞれ各特定相続人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分(民法第900条から第903条)に応じて求めた金額(1円未満の端数切捨て)を書いてください。
なお、相続人や包括受遺者が受領すべき特別還付金の受領を別の人に委任する場合には、この請求書付表とは別に、特別還付金の受領に関する委任状の提出が必要となります。詳しくは、税務署におたずねください。
○ 「請求書」の「特別還付金の額」欄の書き方
一の請求書により請求する「各特定相続人の特別還付金の額」の合計額を書いてください。
- 7 「6 特別還付金の受取場所」欄
特別還付金の受取りに当たって、①銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、②ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、該当する項目に記入してください。
なお、特別還付金の受取りには、預貯金口座(ご本人名義に限ります。)への振込みをご利用ください。
(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。
○ この請求書付表は、特定相続人が特別還付金の請求をするときに使用するものです。
○ この請求書付表を書く前に、特別還付金の額の計算明細書で特定相続人に係る特定被相続人の特別還付金の額を計算してください。
○ 特定相続人が2人以上いる場合の特別還付金の請求は、各特定相続人を通じて一の請求書により請求することができますので、なるべく一の請求書により請求してください。この場合、使用する請求書と請求書付表は、それぞれ特定相続人を通じて1枚で足りません。
○ 特定相続人が1人の場合には、この請求書付表の提出を省略しても差し支えありません。なお、この場合の「請求書」の「住所」欄及び「氏名」欄は、次により2段書きしてください。
 - ・ 各欄の上段に特定被相続人について書き、その住所及び氏名の各頭部に「(特定被相続人)」と書くとともに、氏名の上段に死亡年月日を書いてください。
 - ・ 各欄の下段に特定相続人について書き、その住所及び氏名の各頭部に「(特定相続人)」と書いてください。

4-1 特別還付金請求書付表(兼相続人の代表者指定届出書)

		一連番号

平成____年分の特別還付金請求書付表
(兼相続人の代表者指定届出書)

1 死亡した者の住所・氏名等										
住所		フリガナ 氏名		死亡年 月 日	平成	年	月	日		
2 死亡した者の特別還付金の額										円
3 相続人等の代表者の指定		代表者の氏名								
4 相続人等に関する事項										
(1) 住所										
(2) 氏名	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	
整理欄 (記入しないでください。)										
(3) 電話番号	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	
(4) 相続分	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	法定・指定 _____	
5 各人の特別還付金の額		円	円	円	円	円	円	円	円	
6 特別還付金の受取場所										
銀行等の預金口座に振込みを希望する場合	銀行名等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	銀行 金庫・組合 農協・漁協	
	支店名等	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	本店・支店 出張所 本所・支所	
	預金の種類	預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金	預金	
	口座番号									
ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合	貯金口座の記号番号	-	-	-	-	-	-	-	-	
郵便局等の窓口受取りを希望する場合	郵便局名等									

(注) 「4 相続人等に関する事項」以下は、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

4-2 特別還付金請求書付表(兼相続人の代表者指定届出書)の書き方

特別還付金請求書付表等の書き方

〔死亡した人の特別還付金請求書の書き方〕

- 1 「平成 年分の特別還付金請求書」の標題の上部余白に「相続人の請求」と書いてください。
- 2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を書いてください。この場合、住所及び氏名の各頭部に「(被相続人)」と書いてください。
なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの特別還付金請求書付表の提出を省略する場合には、これらの欄は次により2段書きしてください。
 - (1) 各欄の upper 段に死亡した人について書き、その氏名上部に死亡年月日を書いてください。
 - (2) 各欄の lower 段に相続人や包括受遺者について書き、その住所及び氏名の各頭部に「(相続人)」と書いてください。

〔特別還付金請求書付表の書き方〕

- 1 「平成 年分の特別還付金請求書付表」欄
特別還付金請求書(以下「請求書」といいます。)の年分と同じ年分を書いてください。
- 2 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄
請求書の「住所」欄に書いた対象年金受給者又は特定相続人の住所地を書いてください。
- 3 「2 死亡した者の特別還付金の額」欄
請求書の「特別還付金の額」欄の金額を転記してください。
- 4 「3 相続人等の代表者の指定」欄
相続人や包括受遺者が2人以上いる場合には、その相続人や包括受遺者のうちから死亡した人の特別還付金に関する書類を代表して受領する人を指定することができますので、なるべく代表して受領する人を指定してください。
- 5 「4 相続人等に関する事項」欄
すべての相続人や包括受遺者(相続を放棄した人を除きます。)について書いてください。
 - (1) 「住所」欄
相続人や包括受遺者がこの請求書付表を提出するときの住所地を書いてください。
 - (2) 「氏名」欄
この請求書付表で請求する相続人や包括受遺者は、署名、押印してください。
なお、一緒に請求できない相続人や包括受遺者についてはその人の住所の頭部に「請求せず」と表示するとともに、氏名を○で囲んでください。その人は別に請求書と請求書付表を提出することになりますから、その人に請求内容を連絡してください。
 - (3) 「相続分」欄
法定相続分(民法第900条、第901条)により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相続分(民法第902条)により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を書いてください。
なお、子や直系尊属、兄弟姉妹が2人以上いる場合や相続人のほかに包括受遺者がいる場合などには、各人の相続分の割合の合計が1となるように調整した上、その調整後の各人の割合を書いてください。
- 6 「5 各人の特別還付金の額」欄
死亡した人の対象保険年金に係る特別還付金の額が相続人や包括受遺者の協議により分割されているときはその分割により請求できる特別還付金の額を書き、そうでないときはそれぞれ各人が相続や包括遺贈により取得する財産の相続分(民法第900条から第903条)に応じて求めた金額(1円未満の端数切捨て)を書いてください。
なお、相続人や包括受遺者が受領すべき特別還付金の受領を別のの人に委任する場合には、この請求書付表とは別に、特別還付金の受領に関する委任状の提出が必要となります。詳しくは、税務署におたずねください。
- 7 「6 特別還付金の受取場所」欄
特別還付金の受取りに当たって、①銀行等の預金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、②ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、該当する項目に記入してください。
なお、特別還付金の受取りには、預貯金口座(ご本人名義に限ります。)への振込みをご利用ください。
(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。
○ この請求書付表は、死亡した人の特別還付金について相続人や包括受遺者(死亡した人から包括遺贈を受けている人を含みます。)が特別還付金の請求をするときに使用するものです。
○ この請求書付表を書く前に、特別還付金の額の計算明細書で死亡した人の特別還付金の額を計算してください。
○ 相続人や包括受遺者が2人以上いる場合の特別還付金の請求は、各相続人や包括受遺者を通じて一の請求書により請求することができますので、なるべく一の請求書により請求してください。この場合、使用する請求書と請求書付表は、それぞれ相続人や包括受遺者を通じて1枚で足りません。
相続人や包括受遺者が1人の場合には、請求書付表の提出を省略しても差し支えありません。

5-1 特別還付金の額の計算明細書(対象保険年金の最終支払年分が平成15年分以後の年分用)

(対象保険年金の最終支払年分が平成15年分以後の年分用)

氏名 _____ 殿

平成 ____ 年分の特別還付金の額の計算明細書

1 特別還付金の額の計算の基礎(請求する年分が平成15年分以後の年分の場合に使用します。)

請求する年分の申告等：有(当初申告(又は決定)：平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日)・無

申告等がある場合：申告等に係る所得税額等の計算 (申告等がない場合：適用前雑所得金額に基づく所得税額等の計算)				適用後雑所得金額に基づく所得税額等の計算			
保険年金所得に係る 適用前雑所得の金額	①	円		保険年金所得に係る 適用後雑所得の金額	⑬	円	
課税される 所得金額	総所得金額	②		課税される 所得金額	総所得金額	⑭	
	所得金額	③			所得金額	⑮	
上に対する 税額	②に対する税額	④		上に対する 税額	⑭に対する税額	⑯	
	③に対する税額	⑤			⑮に対する税額	⑰	
	計(④+⑤)	⑥			計(⑯+⑰)	⑱	
税額控除計	⑦			税額控除計	⑲		
定率減税相当額	⑧			定率減税相当額	⑳		
源泉徴収税額	⑨			源泉徴収税額	㉑		
申告納税額(⑥-⑦-⑧-⑨)	⑩			申告納税額(⑱-⑲-⑳-㉑)	㉒		
予定納税額	⑪			予定納税額	㉓		
第3期分の税額(⑩-⑪)	⑫			第3期分の税額(㉒-㉓)	㉔		

2 特別還付金の額の計算

請求する年分に応じ、(1)又は(2)により計算してください。

← 還付金の額である場合は、「△」を付して書いてください。

(1) 請求する年分が平成15年分以後の場合

請求する年分についての申告等の有無に応じ、イ又はロにより計算してください。

イ その年分について申告等があるとき

特別還付金の額(⑫-⑭)	㉕	円
--------------	---	---

← 「⑫-⑭」が0以下の場合、0と書いてください。

ロ その年分について申告等がないとき

(⑫-⑭)	㉖	
((①-⑬)×10%)	㉗	
㉖と㉗のいずれか多い方の金額	㉘	
限度額	㉙	
特別還付金の額 (㉘と㉙のいずれか少ない方の金額)	㉚	円

← ㉙が赤字のときは「0-㉙」の金額を、また、0又は黒字のときは0を書いてください。

(2) 請求する年分が平成14年分以前の場合

その年分の保険年金所得に係る適用前雑所得金額	⑳	
その年分の保険年金所得に係る適用後雑所得金額	㉑	
保険年金所得減少額(⑳-㉑)	㉒	
みなし特別還付金基準額	㉓	
平成15年分の計算明細書の(①-⑬)	㉔	
みなし特別還付金割合(㉓÷㉔)	㉕	%
特別還付金の額(㉒×㉕)	㉖	円

← 「平成15年分の特別還付金の額の計算明細書」の㉓の金額を書いてください(㉓の金額の記載がない場合には、㉔の金額を計算して書いてください)。

← 小数点の端数があるときは、これを切り上げてください。

()枚のうち()枚目

5-2 特別還付金の額の計算明細書(対象保険年金の最終支払年分が平成14年分以前の年分用)

(対象保険年金の最終支払年分が平成14年分以前の年分用)

氏名 _____ 殿

平成 _____ 年分の特別還付金の額の計算明細書

1 特別還付金の額の計算の基礎(請求する年分が最終支払年分の場合に使用します。)

平成15年分の申告等：有・無

申告等がある場合：申告等に係る所得税額等の計算 (申告等がない場合：適用前雑所得金額に基づく所得税額等の計算)				適用後雑所得金額に基づく所得税額等の計算			
保険年金所得に係る適用前雑所得の金額		①	円	保険年金所得に係る適用後雑所得の金額		⑬	円
課税される所得金額	総所得金額	②		課税される所得金額	総所得金額	⑭	
	_____所得金額	③			_____所得金額	⑮	
上に対する税額	②に対する税額	④		上に対する税額	⑭に対する税額	⑯	
	③に対する税額	⑤			⑮に対する税額	⑰	
	計 (④ + ⑤)	⑥			計 (⑯ + ⑰)	⑱	
税額控除計			⑦	税額控除計			⑲
定率減税相当額			⑧	定率減税相当額			⑳
源泉徴収税額			⑨	源泉徴収税額			㉑
申告納税額(⑥-⑦-⑧-⑨)			⑩	申告納税額(⑱-⑲-⑳-㉑)			㉒
予定納税額			⑪	予定納税額			㉓
第3期分の税額(⑩-⑪)			⑫	第3期分の税額(㉒-㉓)			㉔

2 特別還付金の額の計算

請求する年分に応じ、(1)又は(2)により計算してください。

還付金の額である場合は、「△」を付して書いてください。

(1) 請求する年分が最終支払年分の場合

(⑫-⑭)	㉕	
((①-⑬)×10%)	㉖	
特別還付金の額 (㉕と㉖のいずれか多い方の金額)	㉗	円

②～⑫及び⑭～㉑は、最終支払年分の保険年金所得と平成15年分の保険年金所得以外の各種所得の金額及び各種所得控除の額等を用いて計算してください。

(2) 請求する年分が最終支払年分以外の年分の場合

その年分の保険年金所得に係る適用前雑所得金額	㉘	
その年分の保険年金所得に係る適用後雑所得金額	㉙	
保険年金所得減少額 (㉘-㉙)	㉚	
みなし特別還付金基準額	㉛	
最終支払年分の計算明細書の(①-⑬)	㉜	
みなし特別還付金割合 (㉚÷㉜)	㉝	%
特別還付金の額 (㉚×㉝)	㉞	円

「最終支払年分の特別還付金の額の計算明細書」の㉞の金額を書いてください。

小数点の端数があるときは、これを切り上げてください。

()枚のうち()枚目

7 特別還付金の変更決定等通知書

<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"> □□□□-□□□□ </div>	殿
---	---

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(番 号)

_____ 税務署長 _____ 印

平成 _____ 年分の特別還付金の _____ 通知書

あなたが平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた平成 _____ 年分の特別還付金の変更決定請求について、 _____ します。

	変更決定前の額	変更決定後の額	増加又は減少する額
特別還付金の額	円	円	円
加 算 金 の 額			

この結果、この通知により ^{増加する} 納付すべき特別還付金の額は、上の表の太いわく内ようになります。
 この納付すべき特別還付金の額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局含む。））又は当税務署に納付してください。

なお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日から納付日までの延滞金を併せて納付する必要があります。

○ この決定の理由

○この決定は、 _____ 国税局の職員の調査に基づいて行いました。
 () 枚のうち () 枚目

8 特別還付金の変更決定通知書【職権変更決定用】

□□□□-□□□□
殿

第 _____ 号
平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(番 号)

_____ 税務署長 _____ 印

平成 _____ 年分の特別還付金の変更決定通知書

平成 _____ 年分の特別還付金について、次のとおり変更決定します。

	変更決定前の額	変更決定後の額	増加又は減少する額
特別還付金の額	円	円	円
加算金の額			

この結果、この通知により ^{増加する} 納付すべき特別還付金の額は、上の表の太い枠内ようになります。
この納付すべき特別還付金の額は、平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局含む。））又は当税務署に納付してください。

なお、納付が期限に遅れますと、納期限の翌日から納付日までの延滞金を併せて納付する必要があります。

○ この決定の理由

○この決定は、 _____ 国税局の職員の調査に基づいて行いました。
() 枚のうち () 枚目